

# 第21回 農業委員会総会議事録

令和4年3月24日開会

中標津町農業委員会

令和4年3月24日、第21回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

本日欠席した委員

8番	田中	世一
12番	後藤	宏幸

附議した案件

- |     |         |                                       |
|-----|---------|---------------------------------------|
| (イ) | 議案第113号 | 現況証明願いについて                            |
| (ロ) | 議案第114号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  |
| (ハ) | 議案第115号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                  |
| (ニ) | 議案第116号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                  |
| (ホ) | 議案第117号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ヘ) | 議案第118号 | 令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について            |
| (ト) | 報告第45号  | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について         |
| (チ) | 報告第46号  | 農地委員会開催報告について                         |

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	葛西利光
農地係長	吉田佳弘
係	宮崎智佳

(開 会 13時30分)

- 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第21回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
7番、武田 健治 委員。  
9番、瀧本 和男 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 2月24日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第113号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 竹村委員。
- 竹村委員 上程になりました議案第113号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積16,702㎡。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況は雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります  
令和3年6月3日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。
- 議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。  
  
(全委員) 「質疑なし」の声
- 議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
(1)について説明いたします。5ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積64,662㎡、利用目的、牧草畑、他24筆、計689,020㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計、1,302,488㎡、家畜牛頭、318頭。7、見取図については、7・8ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)横田委員。

横田委員 上程になりました議案第114号(2)について説明いたします。9ページをお開きください。  
(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積8,183㎡、利用目的、牧草畑、他52筆、計891,109.46㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、

農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計、983,461.46㎡、家畜牛頭、211頭。7、見取図については、12・13ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第114号(3)から(7)について説明いたします。14ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積19,775㎡、利用目的、牧草畑、他31筆、計1,088,967㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計、1,351,532㎡、家畜牛頭、140頭。7、見取図については、16・17ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。18ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○線○○番地、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○線○○番地、(有)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積50,358㎡、利用目的、牧草畑、他25筆、計606,420㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年3月25日から令和24年3月24日まで。6、当事者の経営状

況。構成員、4人、農従者、4人、経営地、計、1,297,129.77㎡、家畜牛頭、550頭。  
7、見取図については、20・21ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。22ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積10,507㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計104,885㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借の設定。5、期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。6、価格。年404,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計1,031,095.09㎡、家畜、牛208頭。9、見取図は、25ページのとおりです。

なお、(6)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明致します。24ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積68,143㎡内46,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借の設定。5、期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。6、価格。年161,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,215,234㎡、家畜、牛415頭。9、見取図は、25ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借していた農地について、期間満了に伴い、再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。26ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積15,152㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、600,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計37,917㎡、家畜、牛110頭。8、見取図については、27ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人が所有していた農地について当事者双方より所有権を移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) から (7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(8) から (10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 議案第114号(8) から(10) について説明いたします。28ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積88,072㎡、利用目的、牧草畑。他26筆、計542,060.27㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。

4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計610,428.27㎡、家畜、牛71頭。7、見取図については30ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和3年11月26日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。31ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積71,106㎡、利用目的、牧草畑。他14筆、計392,090㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。

4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計454,961㎡、家畜、牛88頭。7、見取図については34ページのとおりとなっております。

なお、(10)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明致します。

33ページをお開き下さい。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,311㎡、利用目的、牧草畑。他1筆、計54,995㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴い弟へ使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計454,961㎡、家畜、牛88頭。7、見取図については34ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和3年11月26日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。また、この経営移譲に伴い、兄である雄一氏の所有農地も併せて後継者に使用貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(8)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第115号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第115号(1)について説明いたします。36ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積4,294㎡内314㎡、他2筆、合計12,544㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土採取のため。4、転用の期間。令和4年4月26日から令和5年4月25日まで。5、見取図については、37ページのとおりとなっております。令和4年3月18日第3地区推進班にて現地調査を実施しましたが、積雪のため、申請書の資料にて確認したところです。吉成氏の4条申請による砂利等採取については平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団の農地として利用することが可能になることから、別添の農地法



第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程6、議案第116号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第116号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。議案の39ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。字武佐20線110番1、公簿、畑、現況、畑、面積33,703㎡内5,953㎡、他2筆、計、19,964㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、土採取のため。4、転用の期間。令和4年4月26日から令和5年4月25日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂利10,783㎡、土31,053㎡。7、最大切深。7.1m。8、見取図については、40ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、砂利・土採取のため申請があったものです。申請地については、昨年からの継続地で、今回の申請面積は、19,964㎡となっております。令和3年12月17日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 議案第116号(2)について説明致します。議案の41ページをお開きください。  
(2)1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町字○○○○○番地、○○ ○○。  
借主、野付郡別海町○○○○町○○○番地、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○。  
2、許可を受けようとする土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、  
面積9,195㎡内3,222㎡、他3筆、計19,746㎡。3、許可を受けようとする事由。  
砂利採取のため。4、転用の期間。令和4年5月1日から令和5年4月30日まで。  
5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量。砂利42,277㎡。7、最大切深。11.7m。  
8、見取図については、42ページのとおりとなっております。この案件につきましては、  
砂利採取のため申請があったものです。令和2年まで採取していた農地と1  
団とするため砂利採取を行なおうとするもので、今回の申請面積は19,746㎡  
となっております。  
令和3年6月11日、第4地区推進班において現地確認を行っており、建設工事に  
必要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用  
は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程7、議案第117号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(8)について、地区推進班  
から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)中村委員。

中村委員 上程になりました議案第117号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定について」(1)から(8)について、説明いたします。  
議案の44ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m<sup>2</sup>の内 65,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年 130,000 円。7、資金調達方法。自己資金 130,000 円。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計 1,264,144.03 m<sup>2</sup>、家畜、牛 473 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、52・53 ページのとおりです。なお(2)から(8)につきましても、貸主が同一であり、見取り図につきましても 52 ページ、53 ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。45 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m<sup>2</sup>の内 68,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年 136,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計 577,224 m<sup>2</sup>、家畜、牛 79 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。46 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 600,097 m<sup>2</sup>の内 52,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 99,000 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年 198,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計 612,429 m<sup>2</sup>、家畜、牛 78 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。47 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 600,097 m<sup>2</sup>の内 143,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年 286,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、11人、農従者、6人、経営地、計 1,409,243 m<sup>2</sup>、家畜、牛 380 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。48 ページをお開きください。

ージをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 192,274 m<sup>2</sup>の内 76,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 176,000 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 292,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、4 人、経営地、計 1,167,319 m<sup>2</sup>、家畜、牛 227 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

49 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 192,274 m<sup>2</sup>内 83,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 166,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,302,488 m<sup>2</sup>、家畜、牛 318 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。50 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m<sup>2</sup>内 165,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 339,000 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 678,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,372,960.40 m<sup>2</sup>、家畜、牛 115 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。51 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m<sup>2</sup>内 46,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 183,000 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 366,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 2,074,619 m<sup>2</sup>、家畜、牛 749 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進

事業。

以上の8件につきましては、1年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第117号(9)について、説明いたします。  
議案の54ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積93,403㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計191,889㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年647,500円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,354,909.92㎡、家畜、牛383頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、55ページのとおりです。

この案件につきましては、期間満了に伴い、農地を借主が設立した農地所有適格法人に再度、賃貸借契約するものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(10)から(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第117号(10)から(14)について説明いたします。  
議案の56ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,389 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 99,016 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 142,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、4 人、経営地、計 776,197 m<sup>2</sup>、家畜、牛 119 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、62・63 ページのとおりです。

なお(11)から(14)につきましても、貸主が同一であり、見取図につきましても62ページ、63ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。

57ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,089 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 108,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、9 人、農従者、5 人、経営地、計 1,140,562.97 m<sup>2</sup>、家畜、牛 173 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

58ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 79,005 内 40,605 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 58,505 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 147,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、2 人、経営地、計 560,508 m<sup>2</sup>、家畜、牛 91 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

59ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 1,506 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 49,305 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 48,000 円。

7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、経営地、計736,686.44㎡、家畜、牛123頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。61ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○線○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○線○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積79,005㎡内38,400㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年66,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計971,677㎡、家畜、牛92頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

この5件につきましては、期間満了に伴い、農地を借主が設立した農地所有適格法人に再度、賃貸借契約するものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(15)から(21)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第117号(15)から(21)について説明いたします。  
議案の64ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○番地○、○○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積87,737㎡内80,000㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計357,934㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。6、価格。年629,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人、経営地、計1,210,397㎡、家畜、牛225頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、68・69ページのとおりです。

なお(16)につきましても、貸主が同一であることから、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。

66ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 52,236 m<sup>2</sup>内 30,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 21 筆、計 395,610 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 629,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,890,265.67 m<sup>2</sup>、家畜、牛 245 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、68・69 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、貸貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

70 ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 914 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 49,098 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 146,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、2 人、経営地、計 1,210,397 m<sup>2</sup>、家畜、牛 225 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、72 ページのとおりです。

なお(18)につきましても、貸主が同一であることから、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。71 ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 45,624 m<sup>2</sup>内 36,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了により貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。貸貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 90,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,890,265.67 m<sup>2</sup>、家畜、牛 245 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、72 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、貸貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

73 ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。



借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,200㎡内41,700㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計79,800㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年239,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計821,825.85㎡、家畜、牛149頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、77ページのとおりです。

なお(20)(21)につきましても、貸主が同一であることから、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。74ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,206㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計103,006㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年306,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人、経営地、計718,839㎡、家畜、牛78頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、77ページのとおりです。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積97,051㎡、利用目的、牧草畑、他8筆、計264,586㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。6、価格。年840,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計596,984㎡、家畜、牛103頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、77ページのとおりです。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(15)から(21)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程 8、報告第 4 5 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1) について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第 4 5 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1) について説明いたします。81 ページをお開きください。  
(1) 1、届出人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。  
2、許可年月日、許可番号。令和 3 年 4 月 2 3 日付、中農委 4 第令 2-16 号。3、  
許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。  
5、事業計画の期間。令和 3 年 4 月 2 3 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで。6、事業  
完了年月日。令和 3 年 1 2 月 5 日。7、この完了検査につきましては、令和 4 年 1  
月 2 7 日、第 3 地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確  
認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2) について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第 4 5 号 (2) について説明いたします。82 ページをお開きください。  
(2) 1、届出人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。  
2、許可年月日、許可番号。令和 3 年 4 月 2 3 日付、中農委 4 第令 2-18 号。3、  
許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他 2 筆。4、転用目的、砂利、黒墨、  
土採取。5、事業計画の期間。令和 3 年 4 月 2 3 日から令和 4 年 4 月 2 2 日まで。  
6、事業完了年月日。令和 3 年 1 2 月 3 1 日。7、完了検査年月日につきましては、  
令和 4 年 3 月 1 0 日に工事完了の報告を受けておりますが、令和 4 年 3 月 1 8 日、  
第 3 地区推進班にて現地調査を実施しましたが、積雪のため、完了報告の写真にて  
確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上  
報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程9、報告第46号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 高橋委員長。

高橋委員 報告第46号「農地委員会開催報告について」説明いたします。議案の84ページをお開きください。令和4年2月24日役場3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。  
審議内容。1. 令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。  
中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。  
協議結果。本町における令和3年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円を取り引きされた事例はありません。  
最も多く取り引きされた事例は、50万円未満を除き、ha当り65万円から70万円未満で全体の27.7%、次に多く取引された事例は70万円から75万円未満が21.0%で合わせると48.7%となっております。  
平均単価は、平成30年から令和元年まで2年連続の下落が続いておりましたが、令和2年は、62万2千円、対前年比では3千円高い価格となり、令和3年は61万6千円と対前年比6千円下落となっております。  
近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきていますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しております。本上限価格については、農業を取り巻く情勢は不透明であることから、現在の農地価格を見直す判断は困難であります。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。以上、検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であることから、令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で農地委員会の報告を終わります。

日程10、議案第118号「令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第118号「令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。79ページをお開きください。令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。1ha当り上限80万円。この案件につきましては、報告第46号にて高橋農地委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第21回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 14時17分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月28日

会 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_